

日 銀 市 第 1 5 8 号  
2 0 1 7 年 9 月 2 6 日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

適格担保の掛目の一部変更および「日本銀行金融ネットワーク  
システム利用細則（担保関係事務）」の一部改正に関する件

日本銀行では、適格担保<sup>(注1)</sup>の掛目の一部を2017年10月26日（ただし、適格住宅ローン債権信託受益権の掛目にあつては2017年10月30日）から変更することとしましたので、通知します<sup>(注2)</sup>。変更後の掛目は、変更日の業務開始時から適用します。詳細については、日本銀行のホームページ（<http://www.boj.or.jp>）に掲載している本日付の「適格担保の担保価格」の一部改正等について」をご参照ください。

また、担保関係事務の明確化およびその適切な取扱いの確保に資する観点から、「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」を別紙のとおり一部改正し、本日から実施することとしましたので、併せて通知します。

（注1）「適格担保取扱基本要領」、「適格外国債券担保取扱要領」、「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」、「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」、「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」および「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」に基づく適格担保を指します。

（注2）本通知による「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」の一部改正も踏まえ、今後、適格担保の掛目の変更に際しては、書面ではなく日本銀行のホームページの「業務上の事務連絡」（<http://www5.boj.or.jp>）への掲載の方法により、オンライン担保差入先に対して通知することとなりますので、ご注意ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」  
中一部改正

- 第1編Ⅳ. 2. (2) 中(注4)を横線のとおり改める。

(注4) 掛目とは、担保価額等を算出するため、担保の目的物の時価、額面金額、元本額、手形金額、債権金額、残存元本額または残存元本相当額等に乗じる比率をいい、残存期間に応じた値が設定されます。なお、邦貨手形、短期社債、分割償還債のうち貸付債権担保住宅金融支援機構債券（貸付債権担保住宅金融公庫債券を含みます。以下同じです。）および住宅ローン債権信託受益権については、残存期間にかかわらず掛目は同一の値が設定されます。なお、掛目の値の確認方法、見直しの頻度やその他の留意点は、「4. 掛目」を参照してください。

- 第1編Ⅳ. 4. を横線のとおり改める。

#### 4. 掛目

掛目は、毎営業日、担保の残存期間に応じた値（ただし、邦貨手形、短期社債等、分割償還債のうち貸付債権担保住宅金融支援機構債券および住宅ローン債権信託受益権については、残存期間にかかわらず同一の値とします。）が設定され、業務開始時から適用されます<sup>(注)</sup>。掛目の値については、日本銀行のホームページ（<http://www.boj.or.jp>）に掲載している「適格担保の担保価格」において具体的に定めています。担保出力指定店舗は、3. (2)「担保不足・余裕等通知」の内容を確認のうえ、当該担保差入金融機関等に属するすべての店舗において、掛目の適用日の3営業日前から掛目の適用日までの間に予定される担保受払（期日担保返戻を含みます。）や与信取引等を考慮し、適用日の業務開始時点で担保不足とならないよう担保価額や所要担保価額の管理を厳格に行う必要があります。万一、適用日の業務開始時点で担保不足が生じることが見込まれる場合には、速やかに、担保管理店に連絡してください。また、日本銀行では、掛目の値等については、必要に応じて随時に変更されることがあります原則として年1回の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととしており、掛目の値の変更を決定した場合等には、原則として日本銀行のホームページ（<http://www5.boj.or.jp>）への掲載の方法により、担保差入金融機関等に対して通知しますので、留意してください。

以下略（不変）